

昭和49年商業統計調査

商業調査票甲

(法人商店用)



指定統計 第23号

業票番 業分類

市区町村番号 基本調査区番号 調査区番号 商店番号

3. この調査票は、統計法(昭和二十一年法律第十八号)に基く指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な関係を生ずるような目的に使用されることが絶対にありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に明らかにすることは法律により厳禁されています。申告者(調査員経由)市区町村→都道府県→通商産業省

1. 商店名及び商店所在地 (電話 局 番) 商店名 商店所在地 本店(社)の所在地

2. 経営組織及び資本金額又は出資金額 (1) 該当する番号を○でかこんでください (2) 会社(株式、有限、合資、合名)組織の商店は資本金額又は出資金額を記入してください

3. 商店の開設年 (1) 該当する番号を○でかこんでください (2) 2.に該当する場合はその年を、また、3.に該当する場合はその年及び月を記入してください

4. 売場面積 (1) 小売業のみ記入してください (2) 坪を平方メートルに換算する場合は3.3を掛けて計算し、端数は四捨五入してください

5. 従業者数 昭和49年5月1日現在 区分 男(人) 女(人) 計(人)

6. 年間商品販売額 分類番号 商品名 販売額

7. 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額 昭和48年5月1日から昭和49年4月30日までの1か年間の収入額を記入してください

8. 商品手持額 昭和49年5月1日現在の手持額を記入してください

備考

9. 年間商品仕入額の仕入先別割合 (1) 昭和48年5月1日から昭和49年4月30日までの1か年間の仕入額によってその割合を記入してください (2) 自店内製造とは、商店がその場所での商品を生産した場合をいい、製造原価を仕入額とみなし、その割合を記入してください

10. 年間商品販売額の販売先別割合 (1) 6項「年間商品販売額」のうち卸売額についてその割合を記入してください (2) 「産業用使用者」の定義は裏面説明を参照してください

11. 年間商品販売額の販売方法別割合 「ロープ販売」は割賦販売に含め、金融機関発行の「クレジットカード」による販売は「掛売・その他」に含めます

12. セルフサービス方式の採用の有無 該当する番号を○でかこんでください

13. 商店の本店別 該当する番号を○でかこんでください

14. 営業経費(年間) 項目 金額

15. 企業の店舗数等 (1) 店舗数(本店を含む) (2) 企業全体の卸売、小売の区分 (3) 従業者総数(有給役員を含む) (4) 年間商品販売総額 (5) 営業経費総額(年間)

16. 本店(社)の事業 (この欄は支店が記入します) 該当する番号を○でかこんでください

本票について照会を受けた場合回答できる人の氏名 申告者の記名及び押印

裏面の記入注意をよく読んで記入してください。調査事項1欄から13欄までは事業所ごとの調査です。市区町村で記入してください。この事業所(店舗)だけについて記入してください。欄は都道府県で記入してください。欄は記入しないでください。調査員押印

記入注意

一般事項

- 調査票には、青インキ又は黒インキを用いて、明りように記入してください。
- 調査票に記入する数字は、すべて1, 2, 3などのように算用数字を使用し単位未満は四捨五入してください。ただし、割合を記入する場合、個々の割合について四捨五入し割合の合計が100%にならないときは、最も大きな割合を占めるものによって調整してください。
- 調査事項の欄ごとに、その欄全部について、該当がないときは、空欄としなで左上から右下に斜線を引いてください。しかし調査事項の一部に該当があって、他は空白となる場合は「0」と記入しないで空白のままにしておいてください。
- 調査の期日(昭和49年5月1日)に休業している商店もこの調査票を提出してください。

調査事項

1 商店名及び商店所在地

- 商店名は、略称でなく、**正規の名称**を記入し、「ふりがな」をつけてください。
- 一定の区内にあるときは「〇〇市場内」のように付記してください。

2 商店の開設年

- 商店の開設年とは、この店が現在の事業を始めた年をいいます。
- 支店、営業所、出張所などの場合は、本店の開設年ではなく、その支店などが開設された年を記入してください。

3 売場面積

- この店が商品を販売するために使用している売場の延床面積を記入してください。
- 売場面積には、ショーウィンド、客用の接待場所、階段、通路及び洗面所を含め、事務室、倉庫及び自動車、植木、石材、観賞魚などの屋外展示場、養魚池などは除いてください。
- 自店内製造の商品を販売している小売業者の場合は、商品を製造するための作業所及び薬局の調剤室の面積を含めません。
- ガソリンステーションは記入の必要はありません。

4 従業者数

- 従業者とは、昭和49年5月1日(又は、これに最も近い給与締切日)現在で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。なお、償賃、他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者を含めます。また、長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかったものは在籍者であっても含めません。
- 「有給役員」とは、会社では社長、副社長、専務取締役、常務取締役、監査役、また、団体では理事長、専務理事、常務理事、監事等であって、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。ただし、会社の取締役、団体の理事は便宜「常時雇用従業者」に含めます。
- 「常時雇用従業者」とは、一定の期間を定めず、又は1か月をこえる期間を定めて雇用している者をいいます。また、日があるいは1か月以内の期間を限って雇用した者でも昭和49年3月、4月のそれぞれの月において18日以上雇用した者はここに含めます。

6 年間商品販売額

(1) 分類番号及び商品名

- 商品名は、別紙の商品分類表に記載された**太字の名称**によって、卸売したときは卸売部門の商品名を、また小売したときは小売部門の商品名を、分類番号とともに記入し、**卸売、小売の区分を○でかこんでください。**
- 取扱商品(商品分類表による商品区分)が2つ以上ある場合は過去1か年間の販売額の多いものから順に記入してください。なお、販売額が少ない商品については総額の1割をこえない程度で一括して便宜「その他」という名称で最後の欄に記入しても差し支えありません。
- この分類表のどこに入るかわからないときは、その具体的な商品名(商標名でなく一般的な名称)を記入し、**卸売、小売の区分を○でかこんでください。**

(2) 年間商品販売額

- 年間販売額は、昭和48年5月1日から昭和49年4月30日までの実績を記入して下さい。ただし、それが困難な場合は最寄りの決算日前1か年間の実績でも差し支えありません。また、次の金額も商品販売額に含めます。
 - 自企業内の本支店間又は支店相互間で商品の振替えを行った場合の振替仕切額(仕切額がないときは当該事業所での仕入額)
 - 他から商品販売の委託を受けている場合は、その受託品の販売額
 - 商店で自己製品の卸売(製造卸)も行っている場合の自己製品の卸売販売額
 - 家計用に自家消費した商品の代金

(B) 商品販売額は、次の事実があったとき、その代金の全額を計上しな

- 販売の目的で商品を引き渡したとき、又は商品の代金全額を受け取ったとき
- 割賦販売の場合は、商品を引き渡したとき
- 他に販売を委託した場合は、受託者より販売済みの通知があったとき、又は受託者よりその代金を受け取ったとき
- 試用販売の場合は、購入の申出があり契約が成立したとき、又は代金の入金するとき
- 商品券を販売した場合は、商品販売額に計上しないで、その商品券によって商品を引き渡したとき
- 船荷証券、貨物引換証及び倉荷証券による販売の場合は、証券を譲渡したとき

7 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額

- 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行っている場合、又は、商品売上の仲立を行っている場合は、その手数料収入額を記入してください。
- 「業務内容」欄には、例えば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「牛馬仲立」などのように具体的に記入してください。

8 商品手持額

商品手持額は調査日(昭和49年5月1日)現在で、この店が販売の目的で保有しているすべての手持商品(製造小売の原材料、半製品を含む)の総額を記入してください。調査日現在によること困難な場合は、最寄りの決算日又は期日現在によっても差し支えありません。

- 商品手持額は次のようにして記入します。
- 商品手持額の評価は、原則として仕入原価によります。ただし、それが困難な場合は仕入れ時価によっても差し支えありません。
 - 営業倉庫又は他の場所にある自家用倉庫、面場などに保管している商品も含めます。

- 買入れ商品が調査日現在において輸送中であつたり、また売手の手元にある場合でも商品手持額に含めます。
- 他から販売を委託されている商品(受託品)は、この店の商品手持額に含め、他へ販売を委託している商品(委託品)は、この店の商品手持額に含めません。受託品の評価は販売価格から手数料を差し引いた価格によります。
- 試用販売のため、一般家庭などへ保管を依頼した商品は、商品手持額に含めます。

9 年間商品仕入額の仕入先別割合

- 「自店内製造」とは、商店がその場所で作製した製品をいい、別の場所にある本支店で製造した製品は含めません。
- 「本支店間移動」とは、自企業内で商品の本支店間、支店相互間の取引及び自企業の他の場所にある工場で作製した製品の工場本支店間の取引をいいます。
- 生産業者直営の支店、営業所などの販売事業所から仕入れた場合は「生産業者」としないで「卸売業者、その他」とします。
- 「国外」欄には、自分の名で通関手を取って商品を仕入れた場合に限って記入してください。
- 中古品、くず物などを購入した場合は、「卸売業者、その他」の欄に記入してください。
- 「都道府県別」欄には、「国外」を除いた割合を都道府県別に割合の大きなものから順に記入し、6都道府県以上にあつたときは割合の大きなものから順に4都道府県まで記入し、残りは最後の欄に「その他」として一括記入してください。なお、「自店内製造」は自票としてください。

10 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合

- この欄には、年間商品販売額のうち卸売金額について、その販売先別割合を記入してください。
- 「本支店間移動」とは、自企業内で商品の本支店間、支店相互間の取引をいいます。
- 「産業用使用者」とは、鉱工業、建設業、サービス業(ホテル、病院、理髪店、学校など)、官公庁などに産業用(業務用)として商品を販売したものをいいます。
- 他の商店に、商店の業務に必要な設備など(事務用機械、陳列棚など)を卸売した場合は、「産業用使用者」欄に記入してください。
- 会社、官庁などの中にある売店に販売用商品を卸売した場合は、「小売業者」欄に記入してください。
- 「国外」欄には、自己の名で通関手を取って輸出した場合に限って記入してください。したがって、輸出向けの商品を輸出商あるいは国内の外人商社に卸売したものは含めません。
- 「都道府県別」欄には、「国外」を除いた割合を都道府県別に割合の大きなものから順に記入し、6都道府県以上にあつたときは割合の大きなものから順に4都道府県まで記入し、残りは最後の欄に「その他」として一括記入してください。なお、現金販売で販売先の不明なものは自票に含めます。

11 年間商品販売額の販売方法別割合

- 「現金販売」には、小切手、商品券による販売も含めます。また商品の物々交換、商品の自家消費は、便宜「現金販売」に含めます。
- 「チケット販売」とは、チケット発行機関(信販会社、専門店、商店会、協同組合など)が発行する証票(チケット、カード、クーポンなど)によって商品を販売する方法をいいます。ただし、金融機関(銀行、金庫など)が発行する「クレジットカード」で商品を販売する場合は「掛売、その他」となります。

- 「割賦販売」とは、購入者から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して受領することを条件として商品を販売することをいいます。なお、購入者が販売業者の保証を得て金融機関から融資を受け、代金を一括販売業者に支払い、金融機関に対して分割返済する「ローン販売」もここに含めます。
- 「掛売・その他」とは、「チケット販売」、「割賦販売」以外の信用販売をいいます。その主なものは、掛売(商品の引き渡しの際に代金の全部又は一部を後日支払いとするもの)、手形及び金融機関発行の「クレジット販売」などが含まれます。また、新聞、牛乳の月次契約料金は月の途中で支払いすることがあつても掛売とします。

14 営業経費(年間)

- この欄には「13. 商店の本支店別」で「1. 単独店」に○印を付けた商店のみ記入してください。
- 「営業経費」とは昭和48年5月1日から昭和49年4月30日までの1か年間の、商品仕入額を除いた、いっさいの営業上の経費をいいます。
 - 法人税、都道府県民税、市町村民税などは経費としませんが、事業用の土地、家屋にかかる固定資産税、自動車税、事業税、関税、物品税などは経費とします。
 - 「給与額」とは、会社・団体の有給役員、常時雇用従業者、臨時雇用の従業者など、その商店の従業者に対して支払ったか、又は、支払われなければならない金額をいいます。なお、現物給与は含めません。
 - 「その他の営業経費」とは、商品仕入額及び給与額を除くいっさいの営業上の経費をいい、その主なものは、包装運賃費、通信運賃費、広告費、交際費、減価償却費、地代、家賃などがあります。ただし、製造間屋、製造小売業者の場合の原材料購入費、委託加工費は経費に含めません。

15 企業店舗数等

- この欄には「13. 商店の本支店別」で「2. 本店」に○印を付けた商店のみ記入してください。
- この欄には、国内における本店のほか支店を含めた企業全体について記入してください。なお、商業以外の事業所の方は含めません。しかし、これを区別することが困難な場合は含めても差し支えありません。
- 「店舗数(本店を含む)」欄には、この店の本店を含めた企業全体の店舗数を記入してください。(商業以外の事業所を除く)
 - 「企業全体の卸売、小売の区分」欄には、企業全体からみた場合の商品販売額のうち卸売と小売のいずれが多いかによって該当する番号を○でかこんでください。
 - 「従業者総数(有給役員を含む)」欄には、この店の企業全体(商業以外の事業所の従業者を除く)の従業者数を記入してください。
 - 「年間商品販売総額」欄には、昭和48年5月1日から昭和49年4月30日までの1か年の商品販売額を記入してください。この場合の販売額は自企業内の本支店間、支店相互間の取引分を除き、企業外への販売額だけを記入してください。なお、受託販売の場合は受託品販売額を含めてください。

備考欄

- 現在休業中の商店は、その旨及び休業期間を記入してください。
- その他この調査票の記載事項について、特記すべき事項があれば記入してください。